

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表(女性活躍推進法第21条関係)

令和8年7月28日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	107.4%
全職員	65.1%

※任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を指します。

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長相当職	—
課長相当職	85.5%
課長補佐相当職	94.8%
係長相当職	92.9%

※部長相当職の女性職員は該当なし。

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.2%
31～35年	92.4%
26～30年	94.5%
21～25年	91.4%
16～20年	70.3%
11～15年	76.4%
6～10年	84.0%
1～5年	87.1%

※勤続年数は、採用年度を勤続1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。

【説明欄】

◆「任期の定めのない常勤職員」の男女別の割合は、男性が59.9%、女性が40.1%となっている。
◆「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、「任期の定めのない常勤職員」に比べ給与額が低く、またこの「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女別の割合は、男性が25.0%、女性が75.0%となっているため、全職員で割合を算出した場合に女性平均給与額が下がっている。
◆課長相当職における給与の差異は、男女別の平均勤続年数が影響している。
※ 課長相当職における男女別の平均勤続年数：男性32年、女性23年
◆扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性職員への支給額が多い。
※ 男性職員の扶養手当受給率63%、住居手当受給率31%
女性職員の扶養手当受給率34%、住居手当受給率26%
◆時間外勤務手当について、男性職員への支給額が多い。
※ 男性職員の平均支給額に対する女性職員の平均支給額の割合は60%
◆勤続年数1～20年においては、医師や国県からの割愛採用者が含まれている。この影響を除いた場合、男性職員の給与に対する女性の給与の割合は、以下のとおりである。
※ 16～20年：96.1%、11～15年：104.1%、6～10年：101.3%、1～5年：106.2%

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	17.5%

【説明欄】

近年、一人当たりの業務量が増加するなかで、管理的地位を占める職員もマネジメントだけでなく、一部プレイヤーとしての業務負担も増えており、責任と業務量の増加を懸念し昇進を望まない職員が性別を問わず増えている。その中でも、家庭と仕事との両立については、より女性職員が負担感を持っている職員が多いことから、その傾向が強くなっている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
部長相当職	0.0%
課長相当職	21.0%
課長補佐相当職	13.3%
係長相当職	23.4%

【説明欄】

部長・課長相当職の女性職員を増やすために、まずはその前段階の職位である係長相当職の女性職員を増やしていくため、専門機関での研修や派遣研修等への女性職員の参加を促進するなどの取組を行っている段階である。併せて、上記Ⅱの説明欄に記載したとおりであるため、多様な働き方の推進といった職場環境づくりを行っていきたい。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1)常勤職員 ※公表様式変更に伴い常勤職員のみ令和6年度も記載しています。

区分	令和6年度	令和7年度
男性	18.8%	61.5%
女性	100.0%	100.0%

(2)会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
2週間以上1月以下	55.6%	0.0%	—	0.0%
1月超3月以下	22.2%	0.0%	—	50.0%
3月超6月以下	22.2%	0.0%	—	25.0%
6月超9月以下	0.0%	0.0%	—	0.0%
9月超12月以下	0.0%	75.0%	—	25.0%
12月超24月以下	0.0%	25.0%	—	0.0%
24月超	0.0%	0.0%	—	0.0%

【説明欄】

◆会計年度任用職員のうち、男性で育児休業が取得可能な者はいなかったため、該当する欄を「—」(ハイフン)としている。

◆ワークライフバランスの実現に向けて男性の育児参加をさらに促進するため、男性の育児休業の取得割合を令和11年度までに85%とすることを目標としている。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	10.6時間／月
内部部局等以外	4.0時間／月

【説明欄】

◆内部部局等は、全庁的なとりまとめ業務や国・県等との手続きの主管となるため、内部部局等以外より時間数が多い。
◆正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間（以下「時間外勤務」という。）を縮減するため、令和11年度までに月45時間以上の時間外勤務を行った常勤職員の割合を3.0%（参考：令和7年度 3.3%）とすることを目標としている。

特定事業主名

天草市長
天草市議会議長
天草市選挙管理委員会
天草市代表監査委員
天草市農業委員会
天草市教育委員会
天草市病院事業管理者